

畜産環境対策総合支援事業計画承認申請に係る提出書類

- ①事業実施計画書
- ②協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（新たに設立された協議会においては、設立総会資料、設立総会議事録等）
- ③定款（取組主体等が法人経営の場合）
- ④みどりのチェックシート（写し）
- ⑤概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- ⑥要領別表 2 の細目を活用した事業費積算及び事業費の算出の根拠となる資料（旅費規程等）
- ⑦見積書、各種図面、カタログ（既存機械の下取りがある場合は見積書）
- ⑧既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- ⑨申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理工程及び施設規模の根拠を示す資料
- ⑩費用対効果分析に係る資料
- ⑪畜産クラスター計画※ 1
- ⑫家畜排せつ物処理利用計画（堆肥の利用供給協定書等）
- ⑬国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書※ 2
- ⑭畜産環境対策総合支援事業実施に向けた事前確認チェックリスト
- ⑮位置図（Google Map 等で周辺の状況がわかるもの）
- ⑯配合飼料価格安定制度加入に関する自己申告書及び添付書類（取組主体が配合飼料を購入している場合）

※ 1：現状の計画から修正の必要がある場合、ヒアリング時には変更計画（案）を提出ください。ただし、正式な計画承認申請の前までには、県の承認を受ける必要があります。クラスター協議会以外の協議会が要望する際には不要です。

※ 2：ヒアリング時には提出不要。

※ 3：ハード事業とソフト事業が含まれるため、それぞれの事業で必要な書類が異なります。

【注意事項】

- ・ 費用対効果分析の減価償却費は、補助金分を圧縮して算出しないこと。
- ・ 事業計画の飼養頭数規模、成果目標の算出根拠の頭数、費用対効果分析の収支計画書の飼養頭数が一致していることを確認すること。
- ・ 上限事業費の対象となる施設は、上限事業費を上回る分は補助対象外。
- ・ 「附帯設備」については「一式」と記載せず、具体的に記載。
- ・ 提出書類については、農政局等からの指示により追加される場合がある。